

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年11月18日(月)発行

No.353

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

社会保険料の滞納による売掛金差押を止め 対策会議で再建の道へ!

給排水設備工事の法人Aさんが、民商事務所に連絡があったのは先月16日のことでした。全商連のホームページを見て、「是非、伺いたい」と4時過ぎに来てもらい、民商に入会。話を聞くと、社会保険料滞納で差押え予告も届いていて、取引先にも照会済み。翌17日の銀行預金等の差押え実行のギリギリの状況でした。「これはいかん!」と年金事務所にすぐ電話をし、「返済計画について、具体的に相談をするので、翌日の差押えは止めて欲しい」と訴え、差押えを回避できました。

その後、年金事務所に、決算書や毎月の返済資料も持ち参し、10月は当月発生分のうち、約半分の被保険者負担分を納付。11、12月は、当月発生分を納付し、年明けから、滞納分も合わせ、返済計画を組み直すことになりました。

所属する守山東支部の役員として、柳澤会長と伊神会計も参加し、11月7日、対策会議を開催しました。

法人として、2期の決算を済ませていたので、1期と2期の貸借比較表や損益比較表、毎月の借入金や未払金の

返済表も用意し、役員2人も建設業(造園と電気工事)ということもあり、返済や支払いの苦しくなってきた原因も数字を見て、検討。

返済財源を生み出すように、「仕事をひっきりなしに取って来るのも、Aさんの長所だよ」といった励ましや原価率を向上させるための「愛あるダメ出し」も飛び出しました。

Aさんも、「やっぱり同じ業者同士で相談にのつてもいい、参考になり、元氣も出ました。」と笑顔になりました。



中小企業法務プラス!ワンポイント

~日弁連が同性婚の法制化を求める意見書~

日本弁護士連合会(日弁連)が7月、国に同性婚の法制化を求める意見書を提出しました。

日弁連は、同性同士のカップルが、結婚を認められないことで各種の不利益(異性の夫婦に認められる相続権等の権利のほか、勤務先の福利厚生制度の利用、医療同意や臨終の際の同席、保険契約の受取人となることに障害があるなど)を被っていることは、「婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反する重大な人権侵害」であるとして、速やかな法改正を求めています。そして、同性婚を認めると、生殖と子どもの養育を目的とする異性同士の結婚を当然のものとしてきた伝統的結婚観が覆されるという反対派の考え方に対しては、そもそも伝統的結婚観による婚姻の意義を、生殖と子の養育を目的とするものと限定すること自体がおかしいと指摘しています。

また、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定める憲法24条1項も、憲法制定当時同性愛は精神障害の一種と見られていたことから、たんに同性婚を想定していなかっただけに過ぎない、当事者の自由意思による婚姻を認めるために制定された同条は、同性婚を法律で認めることも許容していると結論づけました。

現在では、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国、北米及び中南米諸国を中心に、同性婚を認める国も増え、アジアでは台湾での法制化が話題になりました。日本でも同性婚が認められ、性的少数者の方々がより自由に人生の選択肢を持てるようになるべきだと思います。

2019年11月

弁護士 斐 明玉 (名古屋北法律事務所)

商売どうですか?と会員訪問

11月7日(木)夜、平安支部が会員訪問を行い、大谷副会長と内藤さん、事務局が参加しました。

この日は、会費が未納になっていた会員を訪問。

Tさんとは、久しぶりに顔を合わせることができました。

「家庭の事情で事務所に行く時間が取れなくて。会費は今月中に振込みます」とのこと。「仕事は順調ですよ」と笑顔も見られました。

「頑張り過ぎずに、困ったことがあったら相談して」と伝えました。

Nさんは「6月以降、仕事がなく、娘から援助してもらってなんとか生活している」とのこと。

大谷副会長は「土日の昼間に会えない人は、平日の夜にしか会えないなあ。平日の夜の訪問も大事だ」と話していました。



台風19号で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。
民商では、災害募金を集めています。ご協力をお願いします。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

